

電子制御装置の認証取得

(一社) 奈良県自動車整備振興会

考え方として

- ▶ 今現在、皆様が取得している分解整備の認証に、
 ▶ **電子制御装置**
- ▶ を 追加した認証を取得することになります。
- ▶ では、電子制御装置の対象作業とは何でしょうか？

電子制御装置整備作業とは

- ①自動ブレーキ及びレーンキープアシストに用いられる、前方をセンシングする為の単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザー等の取り外し又は機能調整等（ＥＣＵの機能調整等含む）により行う自動車の整備又は改造
- ②その後のＥＣＵの機能調整が必要となる①に用いられる単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザー等の取付けられている車体前部（バンパ・グリル）窓ガラスを脱着する行為。
- ③自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造

○対象車両の判別ポイント

保安基準の施行日以降に製作された自動車にあっては、装着の義務付け前でも保安基準に適合していることの適用を受けた場合には、当該装置を取り付けられた車両は特定整備の対象車両となる。設定状況は車両総重量等により異なるが、
対象車両の詳細を確認する為には、国土交通省のＨＰを確認する必要がある。

【対象車両検索のホームページアドレス】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html

認証取得の為のポイント

- ▶ ①整備主任者関係
- ▶ ②作業場要件
- ▶ ③工具関係
- ▶ ④申請
- ▶ ⑤現地調査（運輸支局）

ポイント① 整備主任者等の人的要件

○ 1級小型整備士・1級大型整備士（要件クリア）

○ 講習の修了を要するもの（実技・学科・試問）

- ・ 1級 2輪 2級ガソリン 2級ディーゼル 2級 2輪

但し車体整備士・電気装置整備士も受講資格は有するが、従来からの分解整備を行う場合においては、選任不可（電子制御装置整備のみの認証の場合は可）

試問を修了（合格）すれば、受講票に国土交通省の修了印が3ヶ所押されて

修了書となる。認証申請時にはこの修了書の写しと整備士の合格証書が必要となる為、大事に保管しておくこと。

※試問不合格の取扱いについて

不合格後1回に限り試問を受けることが可能。再度不合格の場合は、実技講習・学科講習を再度受講した上で試問となるので注意。合格点80%

ポイント① 整備主任者等の人的要件

※既得権で、3級整備士の実務経験で整備主任者資格で選任されている場合
資格取得はできないので注意

○工員の確保（認証工場の工員数）

工員2名以上（内整備主任者1名含む）

整備士保有率4分の1以上

○講習の注意点

学科講習と試問は同一場所で受けていること。

(NG例)

学科講習：京都運輸支局で受講

試問：奈良運輸支局で受験

よくある質問

この講習を受講するのは整備主任者1名のみでよいか

この資格取得講習は事業場の資格でなく個人資格となります。

かつ現在の業務に、電子制御装置整備を加える考え方となるので、
現在選任されている整備主任者をそのまま移行させることになります。

よって、電子制御装置整備の認証の申請を行う場合には、現在選任されている
全員の整備主任者の資格取得講習を修了させる必要があります。

ポイント② 作業場要件

まず、既存で取得している認証作業場に問題がないか確認をお願いします。

認証申請時の作業場内に、何かを設置（塗装ブースや棚等の固定設置物等）してしまった場合は、作業場の計上の障害となる可能性があります。（リフト類等は除く）

既存の認証の面積基準について

（※取得した年月により基準が相違する場合があります）

作業場面積は屋内の有効面積（柱等除く）の計上となります。

【主な認証基準例】

①普通大型（イ）

点検作業場・車両整備作業場 各々 間口5m×奥行13m以上（平滑・舗装）

部品整備作業場 12m²以上（平滑・舗装）

車両置場 間口3.5m×11.0m以上（舗装要件なし 但し同一敷地内）

ポイント② 作業場要件

巡回作業場

②普通中型（□）

点検作業場・車両整備作業場 各々 間口5m×奥行10m以上（平滑・舗装）

部品整備作業場 12m²以上（平滑・舗装）

車両置場 間口3.5m×8.0m以上（舗装要件なし 但し同一敷地内）

③普通小型（△）

点検作業場・車両整備作業場 各々 間口4.5m×奥行8m以上（平滑・舗装）

部品整備作業場 10m²以上（平滑・舗装）

車両置場 間口3m×6.0m以上（舗装要件なし 但し同一敷地内）

④普通乗用（ワ）

点検作業場・車両整備作業場 各々 間口4m×奥行8m以上（平滑・舗装）

部品整備作業場 8m²以上（平滑・舗装）

車両置場 間口3m×5.5m以上（舗装要件なし 但し同一敷地内）

ポイント② 作業場要件

○電子制御装置整備の認証の作業場要件について

- ・取得可能な場所

①現在の事業場の作業場

現在の事業場内での取得

新たに電子制御装置整備点検作業場を設けるか、既存の点検作業場又は、車両整備作業場
又は完成検査場（指定工場）と兼用も可能

（※対象車種により、現在より1部広くなる面積基準に注意→ イ ロ オ 認証）

②離れ作業場

現在の場所で認証取得が難しい場合は離れた作業場が認められる

移動時間は概ね1時間以内とし、別途車両置場が必要

③共同作業場

電子制御装置整備点検作業場は共有可能であるが、別途、管理責任者・管理規定・使用契約等を設ける必要がある。又、②同様 移動時間は概ね1時間以内とし、別途車両置場が必要

ポイント② 作業場要件

- 電子制御装置整備点検作業場の床面状況について

平滑で舗装されており、エーミング作業に支障をきたさないもの

- 電子制御装置点検作業場の面積基準について

普通大型（イ）

間口5m×奥行16m以上（内、屋内で必要な寸法 間口5m×奥行7m以上）

内エーミングに必要な寸法（間口5m×奥行5m）

普通中型（ロ）

間口3m×奥行13m以上（内、屋内で必要な寸法 間口3m×奥行7m以上）

内エーミングに必要な寸法（間口指定なし×奥行5m）

ポイント② 作業場要件

- 電子制御装置整備点検作業場の床面状況について

平滑で舗装されており、エーミング作業に支障をきたさないもの

- 電子制御装置点検作業場の面積基準について

~~面積基準以下~~

普通小型（ハ）

間口2.5m×奥行7m以上（内、屋内で必要な寸法 間口2.5m×奥行7m以上）

内エーミングに必要な寸法（間口2m×奥行1m）

普通乗用（ワ）

間口2.5m×奥行6m以上（内、屋内で必要な寸法 間口2.5m×奥行3m以上）

内エーミングに必要な寸法（間口2m×奥行1m）

ポイント③ 工具関係

○新たに必要となる工具

①水準器（規格・基準は特に設けられていないので汎用品可能）

②スキャンツール

(一社)日本自動車機械器具工業会のホームページにて、保有されているものが車両メーカー又はツールメーカーが認定した基準に適合しているかを確認する必要がある。ソフトのバージョン適合性にも留意

検索用アドレス： <https://www.jamta.com/scan-tool-list>

③電子制御装置整備を行う為の必要な情報の取得方法

F A I N E Sの整備要領書 ○○メーカーのCD 等

④エーミング作業に伴う必要な機器の保有

ターゲット・ターゲットスタンド（最低1車種）その他は共同保有、借用でも構わない

その他：申請書には、既存の認証工具の記載を行う為、全ての認証工具の保有確認を行うこと

ポイント④ 認証の申請

整備主任者・面積基準・工具類の準備が整えば必要な申請書類を作成して、奈良運輸支局へ届出を行う。

※必要申請書類

①認証2号様式（特定整備事業者変更届）

②認証4号様式（整備主任者選任届）

※書式は当会HPからダウンロード可能。又、当会窓口では書式と記載方見本のセットを準備済

③1級合格証書の写し又は、2級合格証書の写し+電子制御装置講習修了書の写し

【選任する整備主任者全てのもの】

④認証書（本通）

⑤排ガステスタ校正の写し（認証取得時から変更のある場合のみ）

⑥土地の使用に係る書面（土地譲本　賃貸契約書等）（離れ作業場を有する場合）

⑦共用設備に係る書面（管理責任者・管理規定・使用契約等）（共同使用の場合）

⑧その他必要な書類（ケースにより運輸支局から求められることがあります）

⑤現地調査（運輸支局）

○各事業場から申請書を当会に提出していただき、当会は奈良運輸支局にその書類を提出します。
以降、運輸支局より現地調査日が伝えられます。現地で確認されるのは下記内容です。

- ①既存作業場のレイアウト及び寸法
- ②電子制御装置点検作業場のレイアウトと寸法
- ③スキャンツールの確認（ソフトバージョンの確認含む）
現地で車両又はPCと接続し、電源ONで確認
- ④水準器の確認
- ⑤既存の認証工具の確認
- ⑥エーミングの実施に係る必要備品の確認（ターゲット・ターゲットスタンド）
- ⑦FAINESの加入状況（PCからのログイン確認）
- ⑧実際エーミングをどのように行うのかの確認（問診）
- ⑨ガラス交換の方法（外注方法等）

現地調査後

現地調査終了後、問題がなければ、概ね1ヶ月程度後に、近畿運輸局より電子制御装置整備の認証が許可されます。

認証看板は黄緑色になります

新しい看板が交付された際は、各事業場にて黄色の看板を処分して下さい

認証番号は 現在の番号の後ろに **アルファベットのA**が付きます

旧：近運整認奈第1234号→新：近運整認奈第1234A号

※認証番号 A 数字後ろのAは電子制御装置整備の認証工場を示す

申請を検討している事業場の目途について

自動車点検基準の改正が令和3年10月となっており、記録簿（認証・指定）が改訂されます。特に指定工場においては、電子制御装置点検整備を実施した上で、完成検査を行い保安基準適合証を交付することとなります。点検基準改正前の来年の9月を1つの目途と考えて下さい。又、令和6年10月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査が開始されることから、最終的な目途をこの時期としてください。

尚、点検基準改正前の直前（令和3年9月）、経過措置終了前（令和6年3月）新しい検査の実施前（令和6年9月）には多くの申請が考えられ、現地調査等が希望通りできなくなる懸念もありますので、申請の準備ができましたら順次提出され、電子制御装置整備の認証を取得されることをお勧めします。